

部落差別解消推進法の施行

部落差別のない社会を実現する法律

2016（平成28）年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」以来、国と地方公共団体は同和問題の解消に向けて、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されてきました。また、差別意識の解消を目指して、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」を軸に、国や地方公共団体による教育・啓発の取り組みも推進されてきました。しかしながら、部落差別は依然として存在し続けているのが現状です。また、情報化の進展など状況の変化もあります。こうした現状を見据えて、「部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努め、部落差別のない社会を実現する」との基本理念に基づいた部落差別解消推進法が定められました。

この法律は、部落差別解消のために国や地方公共団体の果たすべき責務を明らかにし、相談体制の充実を図ることや必要な教育・啓発活動を行うことを要請しています。また、国は地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態調査を行うことも求められています。

この法律の可決にあたっては衆参両院の法務委員会で附帯決議がなされました。その内容は、衆議院では「部落差別についての世代間の理解の差や地域社会の実情を踏まえるよう留意し、部落差別解消のため適正かつ丁寧な運用に努めること」、また参議院では「過去の民間団体の行き過ぎた言動などが差別解消を阻害していたことを踏まえて対策を講じること。法で求められる教育・啓発・調査が、それにより新たな差別を生むことがないように内容や手法は配慮検討すること」というものです。

● 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

22ページへ続く➡

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○ 参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

法務省人権相談窓口

みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

全国共通
人権相談ダイヤル

インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp/>



相談は、パソコンでも、
ケータイでもOKです。

法務省人権相談 で検索

なお、下記の法務局・法務局支局では常設相談所を設けていて、
窓口で面接による相談も受け付けています。

◎受付時間は平日の8時30分から午後5時15分までです。

**広島法務局
人権擁護部**

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館 4階
☎ (082) 228-5792

廿日市支局

〒738-0024 廿日市市新宮1-15-40 廿日市地方合同庁舎
☎ (0829) 31-2164

東広島支局

〒739-0012 東広島市西条朝日町9-11
☎ (082) 423-7707

呉支局

〒737-0051 呉市中央3-9-15 呉地方合同庁舎
☎ (0823) 21-9288

尾道支局

〒722-0002 尾道市古浜町27-13 尾道地方合同庁舎
☎ (0848) 23-2883

福山支局

〒720-8513 福山市三吉町1-7-2 福山法務合同庁舎
☎ (084) 923-0100

三次支局

〒728-0021 三次市三次町1074
☎ (0824) 62-5070